

川崎市平成22年度第1号5年公債

発 行 要 項

- | | | |
|-----------------|--|---|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | 城南信用金庫 |
| 2. 発行総額 | 金34億6,500万円 | セレサ川崎農業協同組合 |
| 3. 発行の目的 | 平成21年度一般会計資金 | 株式会社八千代銀行 |
| 4. 発行日 | 平成22年5月26日 | 株式会社神奈川銀行 |
| 5. 各公債の金額 | 100万円 | 芝信用金庫 |
| | 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。 | 世田谷信用金庫 |
| 6. 利率 | 年0.49パーセント | 株式会社東日本銀行 |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金99円96銭 | 14. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| 8. 償還金額 | 額面100円につき金100円 | 15. 発行代理人及び支払代理人
第14号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。 |
| 9. 償還の方法及び期限 | (1)本公債の元金は、平成27年3月20日にその全額を償還する。
(2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
(3)買入消却は、いつでもこれをすることができる。 | 16. 新証券コード JP214130AA55 |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年9月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
(2)発行日の翌日から第1回の支払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
(4)償還期日後は、利息をつけない。 | 以上 |
| 11. 払込期日 | 平成22年5月26日 | |
| 12. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行 | |
| 13. 総額引受会社 | 株式会社横浜銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社りそな銀行
川崎信用金庫
横浜信用金庫 | |